

3 健全化法に係る健全化判断比率等(平成28年度決算)

(単位：%)

区分 市町村名	実質赤字比率 ()内は早期健全化基準	連結実質赤字比率 ()内は早期健全化基準	実質公債費比率	将来負担比率
北見市	- (11.60)	- (16.60)	10.0	138.8
網走市	- (13.06)	- (18.06)	15.5	171.6
紋別市	- (13.38)	- (18.38)	11.2	37.9
美幌町	- (14.14)	- (19.14)	8.9	-
津別町	- (15.00)	- (20.00)	3.7	-
斜里町	- (14.59)	- (19.59)	10.6	84.2
清里町	- (15.00)	- (20.00)	9.3	-
小清水町	- (15.00)	- (20.00)	9.2	2.2
訓子府町	- (15.00)	- (20.00)	7.2	-
置戸町	- (15.00)	- (20.00)	6.7	-
佐呂間町	- (15.00)	- (20.00)	5.8	-
遠軽町	- (13.39)	- (18.39)	9.4	9.6
湧別町	- (14.76)	- (19.76)	6.8	-
滝上町	- (15.00)	- (20.00)	4.9	-
興部町	- (15.00)	- (20.00)	8.9	-
西興部村	- (15.00)	- (20.00)	12.4	-
雄武町	- (15.00)	- (20.00)	6.0	-
大空町	- (14.89)	- (19.89)	10.6	-
市平均	-	-	12.1	114.9
町村平均	-	-	8.7	-
管内平均	-	-	10.3	39.0

- ※1 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。
 ※2 実質公債費比率の早期健全化基準は25%以上、将来負担比率の同基準は350%以上である。
 ※3 平均値は、加重平均である。

団体名	特別会計名	資金不足比率
網走市	能取漁港整備特別会計	15.4

- ※1 上記以外の会計は、資金不足額が生じていない。
 ※2 資金不足比率の経営健全化基準は20%以上である。